国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学組織運営規則(16経教規則第1号)の一部を次のとおり改正する。

国立人子法人来示展工人子組織建昌規則(10 組织規則第15)(0)	部を次ぐとのうに正する。	
現行	改正案	備考
国立大学法人東京農工大学組織運営規則 平成16年4月7日 16 経教 規則第1号		
第1条~第10条 省略	第1条~第10条 省略(現行どおり)	
第11条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属施設」という。)を置く。 - 農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター家畜病院 硬蛋白質利用研究施設 ニ 工学部 繊維博物館 機械工場 2~3 省略	第11条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属施設」という。)を置く。 - 農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター家畜病院 硬蛋白質利用研究施設 工学部 繊維博物館 ものづくり創造工学センター 2~3 省略(現行どおり)	
第12条~第27条 省略 附 則 省略	第12条~第27条 省略(現行どおり)	
נון 무ሀ 首平日	附 則 省略(現行どおり)	

附 則(19経教規則第5号)

この規則は、平成19年6月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。